

ショートステイ 利用料金表 ①

① 介護保険給付対象サービス 従来型多床室

併設・空床型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）				
	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	438単位	438円	876円	1314円
要支援2	545単位	545円	1090円	1635円
併設・空床型短期入所生活介護費（Ⅱ）				
要介護1	586単位	586円	1172円	1758円
要介護2	654単位	654円	1308円	1962円
要介護3	724単位	724円	1448円	2172円
要介護4	792単位	792円	1584円	2376円
要介護5	859単位	859円	1718円	2577円
サービス提供体制強化加算	12単位	12円	24円	36円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13単位	13円	26円	39円
個別機能訓練加算	56単位	56円	112円	168円
個別機能訓練体制加算	12単位	12円	24円	36円
看護体制加算（Ⅰ）	4単位	4円	8円	12円
看護体制加算（Ⅱ）	8単位	8円	16円	24円
（※）送迎加算	片道184単位	184円	368円	552円
	往復368単位	368円	736円	1104円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	上記の金額に1.083に乗じた金額になります。			
特定処遇改善加算（Ⅱ）	上記の金額に1.023に乗じた金額になります。			
（※）療養食加算	8単位	8円	16円	24円
（※）若年性認知症利用者受入加算	120単位	120円	240円	360円
（※）緊急時短期入所受入加算	90単位	90円	180円	270円
（※）医療連携強化加算	58単位	58円	116円	174円

※は、対象者のみの加算料金です。

介護保険負担割合証にて2割・3割表記の方は2割・3割負担となります。

② 介護保険給付対象外サービス

	従来型多床室料	食費（3食）
第一段階（生活保護受給者）	0円	300円
第二段階（年収80万円以下）	370円	390円
第三段階（年収266万円以下）	370円	650円
第四段階（年収266万円以上）	855円	1,500円

ショートステイ 利用料金表 ②

第一段階（生活保護受給者・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者）

要介護度別の利用料金	1割負担		
	日額		
食費	300円		
居住費	0円		
要介護 1（食費・居住費・介護費含む）	991円		
要介護 2（ ）	1,059円		
要介護 3（ ）	1,129円		
要介護 4（ ）	1,197円		
要介護 5（ ）	1,264円		

第二段階（住民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方）

要介護度別の利用料金	1割負担		
	日額		
食費	390円		
居住費	370円		
要介護 1（食費・居住費・介護費含む）	1,451円		
要介護 2（ ）	1,519円		
要介護 3（ ）	1,589円		
要介護 4（ ）	1,657円		
要介護 5（ ）	1,724円		

第三段階（住民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が266万円以下

要介護度別の利用料金	1割負担		
	日額		
食費	650円		
居住費	370円		
要介護 1（食費・居住費・介護費含む）	1,711円		
要介護 2（ ）	1,779円		
要介護 3（ ）	1,849円		
要介護 4（ ）	1,917円		
要介護 5（ ）	1,984円		

第四段階（住民税課税世帯の方・第一段階から第三段階に該当しない方）

要介護度別の利用料金	1割負担			2割負担			3割負担		
	日額	日額	日額	日額	日額	日額	日額	日額	
食費	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	
居住費	855円	855円	855円	855円	855円	855円	855円	855円	
要介護 1（食費・居住費・介護費含む）	3,046円	3,737円	4,428円	3,046円	3,737円	4,428円	3,046円	3,737円	
要介護 2（ ）	3,114円	3,873円	4,632円	3,114円	3,873円	4,632円	3,114円	3,873円	
要介護 3（ ）	3,184円	4,013円	4,842円	3,184円	4,013円	4,842円	3,184円	4,013円	
要介護 4（ ）	3,252円	4,149円	5,046円	3,252円	4,149円	5,046円	3,252円	4,149円	
要介護 5（ ）	3,319円	4,283円	5,247円	3,319円	4,283円	5,247円	3,319円	4,283円	

・ 第一段階～第四段階 全ての方

※送迎加算、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、特定処遇改善加算（Ⅱ）